

介護老人保健施設 さくら 運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、医療法人 聖和会 介護老人保健施設 さくら（以下、「施設」という。）の運営管理に必要な事項を定めるものである。

(施設の目的)

第2条 施設は、加齢に伴ってなんらかの障害を抱えた高齢者に対し、適切な医学的管理とそれに基づく看護・介護、リハビリテーション、さらに相談業務・栄養指導などにより、一日でも早い在宅復帰を目指して、総合的なケアサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第3条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
2. 施設は、明るく家庭的な雰囲気の中で、入所者の意思と人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとする。
 3. 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した開かれた施設運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設・保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者等との密接な連携に努める。
 4. 施設は、入所者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 5. 施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称)

- 第4条
- | | |
|--------|--------------|
| 名 称 | 介護老人保健施設 さくら |
| 2. 所在地 | 厚木市上古沢1915番地 |

(従業者の職種、員数および職務の内容)

- 第5条
- | | |
|--------|--------|
| 管理者兼医師 | 常勤1人以上 |
|--------|--------|
- 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他を一元的に管理する。
また、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
医師は、入所者の健康を維持管理する上で、適切な診察および保健指導を行う。
2. 看護職員 常勤換算 9.7人以上
看護職員は、入所者に対する看護業務および医師による診察の補佐並びに保健衛生管理業務を行う。

3. 介護職員 常勤換算 24.3 人以上
介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
4. 支援相談員 常勤 1 人以上
支援相談員は、入所者およびその家族に対する相談、生活指導、身上調査、入所者の処遇、入退所検討委員会および行事の企画・実施に関する業務を行う。
5. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 常勤換算 1 人以上
理学療法士および作業療法士並びに言語聴覚士は、入所者に対するリハビリテーション計画書を作成しその内容の機能訓練を実施する。
6. 栄養士または管理栄養士 常勤 1 人以上
管理栄養士は、入所者への給食提供業務を管理統括し、栄養管理および栄養指導業務を行う。
7. 介護支援専門員 常勤 1 人以上
介護支援専門員は、ケアプランの作成管理・関係機関との連絡調整等を行う。
8. 薬剤師 常勤換算 0.8 名以上
薬剤師は、医師の指示を受け薬剤の管理、服薬の管理・指導等の業務を行う。
9. 事務職員 常勤換算 5.5 名
事務職員は、人事・会計・総務に関する事務全般にわたる業務を行い、さらに各部門に対する支援活動およびその他の業務を行う。
10. その他の職員 1 名
その他の職員は、施設内外の営繕業務を行う。
11. 厨房調理員 常勤換算 7.7 名
厨房調理員は、入所者への給食提供業務を行う。

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、100名とする。

(入所者に対する介護保健施設サービスの内容および利用料)

- 第7条 入所者に対して、要介護状態の維持向上並びに低下の防止に資するよう施設サービス計画を作成し、妥当適切な療養を行う。
2. 病状の悪化した入所者については、担当医師、協力病院と連携し、速やかに適切な処置を講ずる。
 3. レクリエーション等の行事を適宜において実施するとともに、予め計画表を作成し、入所者が積極的に参加できるようにする。
 4. 食事は、栄養価をもとに入所者個々の嗜好を考慮したものとし、適時適温給食を行う。
 5. 入所者の清潔保持に努め、オムツ交換および清拭を適切に行う。
 6. 入浴は、1週間に2回以上行い、入所者の希望および身体状況を考慮した上での就寝前入浴・毎日入浴など積極的に行う。
 7. その他、入所者の自主性を尊重し、開放的な運営に努める。
 8. 利用料は、国が定める介護保健施設サービスを提供した場合の利用額とし、利

用料の費用については、別に定める利用料金表に従い支払われるものとする。

9. 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
10. 職員は、入所者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。具体的には、褥瘡予防に対する担当者の設置、委員会の設置と定期的な開催、及び研修の定期的な開催を行う。

(その他の費用)

第8条 その他の費用の額については、別添料金表に従い入所者又は、その家族に対し事前に文書にて通知説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(施設利用上の留意事項)

- 第9条 入所の際には、必要以上の金品を所持しないこと。
2. 施設の規律を守り共同生活の秩序を維持し、相互の和に努めること。
 3. かかりつけの医師より処方を受けられている方は、施設職員まで申し出ること。
 4. 施設内の設備および什器備品等について大切に扱うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第10条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生の防止のための指針（別紙）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、入所者に対し必要な措置を行う。
2. 施設は、サービス提供に際して入所者に事故が生じた場合は、まず、家族へ連絡し状況を報告した上、その後医師、関係機関、関係市町村に報告し適切な措置を迅速に行う。
 3. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 4. 施設は、サービス提供にあたって入所者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、施設の故意又は過失によらないときは、この限りではない。
 5. 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 6. 前5項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等)

第11条 施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得なく一時的に身体拘束を行う場合、入所者及び家族に対し、十分な説明を行い理解を得た上で、施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得

なかった理由を診療録に記載する。

2. 身体拘束の指針に基づき、身体拘束廃止委員会を設置・招集し日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。又、身体拘束廃止委員会の開催は三月に1回、身体拘束研修については年2回の開催とする。

3. 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第12条 万一の災害時には、入所者の安全確保を最優先とし、迅速な行動に努める。

2. 消火・通報・避難・救出訓練を年2回以上（夜間想定訓練1回を含む）を実施し、関係職員の安全意識に対する啓発を行う。なお、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
3. 近隣施設および地元自治会との間に防災協定を結び、災害発生時の協力体制を確保する。
4. 災害発生に備え、入所者の非常食（3日間9食分）を備蓄することとし、その他防災用品を備えること。
5. 関係機関および職員の緊急連絡網を整備し、災害発生時には速やかに自衛消防隊を編成し、関係機関に対する連絡および被害を最小限に食い止めるよう初動対応を行う。
6. 防火対象物に対する定期点検を行う。
7. 防災計画書に基づき、火災のみならず、風水害、地震等の災害についても、上記内容と同様非常災害対策を行う。
8. 防火管理者を設置する。

(協力医療機関・協力歯科医療機関)

第13条 入所者等の病状の急変に備える為、協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、病状の悪化した入所者については、担当医師、協力医療機関と連携し、速やかに適切な処置を講ずる。

協力医療機関

名称	医療法人 鉄蕉会 亀田森の里病院
所在地	神奈川県厚木市森の里3-1-1
電話番号	046-247-2121

協力医療機関

名称	医療法人 徳洲会 湘南厚木病院
所在地	神奈川県厚木市温水1-1-8
電話番号	046-223-3636

協力歯科医療機関

名称	医療法人社団 厚生会 妻田ナンバ歯科医院
所在地	神奈川県厚木市妻田北1-2-3 妻田ビル2F
電話番号	046-224-4182

(苦情対応)

第14条 施設は、入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。また、1階エントランスにご意見箱を設置する。

2. 受付担当者

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号	046-250-0600
	fax番号	046-250-0511
	支援相談員	
	対応時間	午前9:00～午後6:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 (厚木市介護保険課介護給付係)	所在地	厚木市中町3丁目17番17号
	電話番号	046-225-2240
	fax番号	046-224-4599
	対応時間	午前8:30～午後5:15
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠木町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	fax番号	045-329-3446
	利用時間	午前8:30～午後5:15

3. 入所者等から寄せられた苦情については、「苦情記録管理簿」を作成し、管理者および各担当者と協議し改善に努める。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止等)

第16条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
3. 虐待防止のための指針を整備する。
4. 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
5. 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理等)

第17条 入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用し供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2. 施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
3. 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
4. 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
5. 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
6. 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 施設は、従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けると共に業務改善に積極的に取り組み、施設環境の整備を推し進める。

2. 看護および介護職員の質的向上を目的とした研修の機会を年1回以上設ける。
3. 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
4. 従業員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
5. 従業員であったものが、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう就業規則に則って遵守させる。
6. 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場にお

いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7. 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示又は配架する。
8. 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 聖和会 と管理者との間で協議し定めるものとする。

附則	この規程は、平成16年	4月	1日	制定。
	この規程は、平成18年	11月	1日	変更。
	この規程は、平成20年	4月	1日	変更。
	この規程は、平成22年	2月	1日	変更。
	この規程は、平成29年	2月	10日	変更。
	この規程は、平成30年	6月	1日	変更。
	この規程は、令和元年	11月	1日	変更。
	この規程は、令和2年	4月	1日	変更。
	この規程は、令和3年	4月	1日	変更。
	この規程は、令和4年	3月	1日	変更。
	この規程は、令和6年	5月	1日	変更。